資料１－４

災害派遣精神医療チーム（DPAT）の取組状況について

H29.3.16　岩手県保健福祉部障がい保健福祉課

１　災害派遣精神医療チーム検討委員会による検討

(1)　目的

災害等においては、精神科医療の提供及び精神保健活動の支援が必要であり、これらの業務を行う災害派遣精神医療チームの設置に向け、検討委員会を設置する。

(2)　開催

- 第１回：平成 28 年７月 25 日
- 第２回：平成 28 年８月 22 日
- 第３回：平成 28 年９月 26 日

(3)　検討内容

- 岩手 DPAT 運営要綱案・運用計画案の検討
- DPAT の設置及び活動内容の検討　等

２　岩手 DPAT の概要

(1)　根拠

- 岩手 DPAT 運営要綱（施行：平成 28 年 11 月１日）
- 岩手 DPAT 運用計画（運用：平成 28 年 11 月１日）

(2)　編成

- 先遣隊（発災直後から 72 時間以内に被災地域内において活動できる班）
- 班（先遣隊を含む、必要に応じて活動する班）

(3)　構成員

医師１名以上を含む数名程度

(4)　出動基準

- 被災地域の市町村長から災害対策基本法第 68 条に基づく要請
- 被災地域の都道府県知事から災害対策基本法第 74 条に基づく要請
- 他の都道府県知事等から相互応援に関する協定等に基づく要請
- 知事が特に認める場合

３　岩手 DPAT 指定医療機関の指定・協定締結

岩手 DPAT 運営要綱第４条第２項の規定により、岩手 DPAT 指定医療機関としての申出に基づき、当該精神科医療機関を指定医療機関として指定し、協定を締結することになっている。

現在、複数の精神科医療機関から上記申出（申出書の提出）を受けており、指定医療機関として指定するため、精神科医療機関と協定内容について協議を行っている。

なお、協定締結は、平成 29 年度当初に締結できる見込みである。

４　平成 29 年度の取組予定

資料１－２の平成 29 年度当初予算（主要経費）要求事業一覧表【精神保健福祉関係抜粋】に記載のとおり、編成体制を整備するとともに、構成員の質の向上を図るための取組を行っていく。